



## 平成30年9月の地震災害により被害を受けられた方へ

この度の地震により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

今回の災害により被害を受けられた次のような方には、税制上の措置（手続）等がありますのでご確認ください。

### 災害により申告等が期限までにできない方

- 勇払郡厚真町、勇払郡安平町及び勇払郡むかわ町に納税地を有する方については、国税庁告示により、平成30年9月6日以降に到来する全ての申告・納付等の期限が、自動的に延長されています。
- 上記以外の地域に納税地を有する方についても、申告等について、期限の延長を受けられる場合があります。

### 災害により納付が困難な方

- 国税の納付の猶予（納税の猶予）を受けられる場合があります。

### 災害により住宅や家財などに損害を受けた方

- 確定申告前に「源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予」や既に徴収された「源泉所得税及び復興特別所得税の還付」を受けられる場合があります。
- 確定申告の前に「予定納税額の減額」を受けられる場合があります。
- 申請等を行うことで「相続税又は贈与税の災害減免措置」を受けられる場合があります。
- 確定申告を行うことで「所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除」を受けられる場合があります。
- 財形住宅（年金）貯蓄やジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）を払い出す場合において、所轄税務署長から災害等に係る確認書の交付を受ける等一定の要件において、利子等が非課税となる場合があります。

詳しくは、札幌国税局HPをご覧ください。最寄りの税務署までお問い合わせください。

札幌国税局HP   又は [こちらからアクセス](#) ⇒

※トップ画面から「平成30年北海道胆振東部地震に関するお知らせ」を選択してください。



詳しくは、裏面をご覧ください。

## 災害により申告等が期限までにできない方

### 【申告などの期限の延長】

災害その他やむを得ない理由により、申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為ができないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長される場合があります。

なお、提出書類は、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」となります。

※ 勇払郡厚真町、勇払郡安平町及び勇払郡むかわ町に納税地を有する方については、国税庁告示により、平成30年9月6日以降に到来する全ての申告・納付等の期限が自動的に延長されています。

## 災害により納付が困難な方

### 【災害を受けた場合の納税の緩和制度】

災害により財産に被害を受けたときや納付が困難なときは、申請をすることにより、納税の猶予を受けられる場合があります。

## 災害により住宅や家財などに損害を受けた方

### 【源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付】

給与、公的年金等、報酬又は料金の支払いを受ける方が災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、申請に基づき、確定申告前に、その支払を受ける給与、公的年金等、報酬又は料金について、「源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予」や既に徴収された「源泉所得税及び復興特別所得税の還付」を受けられる場合があります。

### 【所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額】

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、予定納税額について、「予定納税額の減額申請書」を提出することで、確定申告の前に予定納税の減額を受けられる場合があります。

### 【相続税又は贈与税の災害減免措置】

相続又は贈与により取得した財産（建物、家庭用財産、自動車等）が、申告期限前に被害を受けたときは、課税価格の計算に際し、取得した財産の価額から被害を受けた部分の価額が控除される場合があります。

また、取得した財産が申告期限後に被害を受けたときは、申請に基づき、被害のあった日以後において納付すべき税額のうち、その被害を受けた部分の価額に対応する部分の税額が免除される場合があります。

### 【所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除】

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」(注)に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことで、所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けられる場合があります。

(注) 「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」

### 【財形住宅（年金）貯蓄の利子所得等の非課税】

災害等の事由により財形住宅（年金）貯蓄を払い出す場合において、所轄税務署長からその災害等により被害を受けたことに係る確認書の交付を受け、その確認書を金融機関等に提出したものについては、当該財形住宅（年金）貯蓄に係る利子等について非課税とされます。

### 【ジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）の所得税等の非課税】

未成年者口座の開設者が、災害等の事由により、未成年者口座から上場株式等の返還等を受ける場合において、所轄税務署長からその災害等により被害を受けたことに係る確認書の交付を受けたときには、非課税により上場株式等の返還等が受けとれます。